

登校・早退・出席の扱いについて



状況	基本的対応	出席の扱い	登校時の提出書類
生徒が感染した場合	登校不可	治癒するまで	登校許可証明書
生徒や同居家族が濃厚接触者と認定された場合	登校不可	約 2 週間 保健所の判断に従う	体調不良に伴う早退・欠席届
生徒の同居家族に新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合	登校不可	同居家族の体調が回復するまで	体調不良に伴う早退・欠席届
生徒の発熱、風邪症状	自宅休養	欠席扱い ※ただし、通院日数期間は出席停止扱いとする	なし ※体調不良に伴う早退・欠席届 医師の診断により提出書類あり 詳しくは、学校に相談
登校後、学校において発熱・風邪症状を確認	早退 及び 自宅休養	早退扱い ※ただし、通院日数期間は出席停止扱いとする	なし ※体調不良に伴う早退・欠席届 医師の診断により提出書類あり 詳しくは、学校に相談
心配なので登校させたくない	学校と相談	学校と相談	体調不良に伴う早退・欠席届
基礎疾患等があり、感染予防のために欠席したい	学校と相談	学校と相談	
新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の副反応がある場合	自宅休養	公欠	ワクチン接種証明書の写し

※感染した場合には保健所の指示に従う

【出席停止の数え方】 ◎風邪症状や発熱がある生徒の出席停止期間

状態	風邪症状や発熱中	症状回復日	回復後 1日目	回復後 2日目	回復後 3日目
	 自宅休養	 自宅休養	自宅休養	自宅休養	登校可能
出席停止					